

○立札及び看板の類の掲示について（公職選挙法第 143 条）

1. 「立札及び看板の類」とは

- (1) 「立札」の公職選挙法上の定義は明確ではありませんが、一般的に、その構造上、独立してこれを立てるか、または施設もしくは物件に立てかけられるものを意味しています。
- (2) 「看板」の公職選挙法上の定義は明確ではありませんが、一般的に、表示されるものが比較的固定的に取り付けられたものを意味しています。
- (3) 「の類」とは、懸垂幕、プラカード、横断幕等を言います。

2. 規格等について

- (1) 大きさは、縦 150 センチメートル、横 40 センチメートルを超えないものであり、字句の記載される部分のみではなく、その下に足が付いている等の場合は、その足の部分等も含まれます。
- (2) 立体的なものは、使用することはできません。（例：三角柱等）

3. 掲示について

- (1) 掲示できる総数は、公職の候補者等の事務所として **6 枚**、後援団体の事務所として **6 枚** です。
- (2) 掲示にあたっては、千曲市選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。
- (3) 公職の候補者等または後援団体の事務所ごと、その場所において 2 枚まで掲示することができます。なお、両面に掲示した場合は 2 枚と数え、それぞれに証票を表示しなければなりません。
- (4) 立て札及び看板は、政治活動用事務所のない駐車場や田畑・空き地、事務所から相当離れた場所に掲示することはできません。また名目上は事務所であっても、事務所として実態がない（空き家等）ようなところには掲示できません。